吹田市地域防災計画等修正支援業務

仕様書

吹田市 総務部 危機管理室

第1章 総 則

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、吹田市(以下「発注者」という。)が、受注者へ委託する「吹田市地域防災計画等 修正支援業務」(以下「本業務」という。)に適用するものとする。

第2条 (目的)

本業務は吹田市地域防災計画について、前回の計画改訂以降の関係法令の改正及び国や大阪府地域防災計画(最新版)等との整合を図り、計画全般に対し修正を加えるとともに、過年度に実施した地震被害想定調査の結果を踏まえ、吹田市業務継続計画、吹田市受援計画、吹田市備蓄計画、吹田市避難情報等の判断・伝達マニュアルの改訂及び指定避難所配置の適正化を行い、住民及び行政機関の防災力の向上と防災対策の推進に資することを目的に実施するものである。

第3条 (履行場所)

本業務の業務場所(履行場所)は、下記とする。 吹田市 全域 地内

第4条 (履行期間)

本業務の履行期間は、契約日より令和7年3月31日までとする。

第5条 (準拠法令等)

本業務は、本仕様書によるほか、下記法令・通達・基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年11月15日 法律第223号)
- (2) 災害救助法(昭和22年10月18日 法律第118号)
- (3) 水防法(昭和24年6月4日 法律第193号)
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (5) 防災基本計画
- (6) 大阪府地域防災計画
- (7) 吹田市地域防災計画
- (8) 吹田市業務継続計画
- (9) 吹田市受援計画
- (10) 吹田市備蓄計画
- (11) 吹田市避難情報等の判断・伝達マニュアル
- (12) 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(令和5年5月内閣府)
- (13) 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(平成29年3月内閣府)
- (14) 市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き(令和3年6月 内閣府)
- (15) 避難情報に関するガイドライン(令和3年5月 内閣府)
- (16) 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(平成 29 年 9 月 中央防災会議防災対策実行会議)
- (17) 吹田市防災アセスメント調査報告書(吹田市)
- (18) 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)

- (19) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15年5月30日 法律第58号)
- (20) 吹田市契約規則
- (21) 吹田市財務規則
- (22) 吹田市個人情報保護条例
- (23) 吹田市情報セキュリティポリシー
- (24) その他本業務に関係する法令及び通達等

第6条 (主任技術者等の選任)

受注者は、地域防災計画、業務継続計画、受援計画及び災害対策マニュアルに精通した実務経験 豊かな主任技術者を選任するものとする。なお、本業務の円滑な進捗を図るため、技術士(建設部門/河川、砂防及び海洋・海岸部門 または 都市及び地方計画)の資格を有する選任の技術者を配置しなければならない。

また、照査技術者は主任技術者と同等の能力を有するものを選任し、技術士(建設部門/河川、砂防及び海洋・海岸部門 または 都市及び地方計画)及び空間情報総括監理技術者の資格を有する者を配置すること。

第7条 (同種業務の会社実績)

受注者は、過去5年間(2019年度~2023年度)に日本国内市町村発注の同種業務の履行 実績を有するものとし、業務着手時にその実績が証明できる資料を発注者に提出し、承認を得るも のとする。なお、同種業務とは下記の通りとする。

- (1)地域防災計画修正業務の履行実績(5件 ただし1件以上は中核市以上であること)
- (2)業務継続計画策定もしくは修正業務の履行実績(2件)
- (3)受援計画策定もしくは修正業務の履行実績(2件)

第8条 (情報保護)

受注者は、発注者より貸与を受ける庁内組織に係るデータや、職員情報データ等の情報保護及び 品質管理の観点から、発注者と契約を締結する事業所及び技術者が在籍する作業所が以下の資格 を取得している証明として、契約時に登録証(写)を提出し、発注者の承認を得るものとする。

(1) 情報セキュリティマネジメントシステム(JIS Q 27001)

((一財)日本情報経済社会推進協会により認定された認証機関による認証)

(2) プライバシーマーク (JIS Q 15001)

((一財) 日本情報経済社会推進協会により指定された審査機関による認証)

第9条 (秘密の保持)

受注者は、業務上知りえた情報について、これを他人に漏らしてはならない。業務完了後も引き 続きこの義務を負うものとする。

第10条(貸与資料)

本業務に必要な資料として、下記を発注者から貸与するものとするが、各種資料・データに含まれる個人情報・行政機密等の取り扱いには格段の配慮を行うこととする。

- (1) 吹田市地域防災計画(資料編含む)データ
- (2) 吹田市業務継続計画データ
- (3) 吹田市受援計画データ
- (4) 吹田市備蓄計画データ

- (5) 吹田市避難情報等の判断・伝達マニュアルデータ
- (6) その他、業務をおこなう上で発注者が必要と判断した資料

第11条(提出書類)

本業務について受注者は、速やかに発注者へ下記の書類を提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 着手時

- 1) 業務実施計画書
- 2) 業務工程表
- 3) 着手届
- 4) 主任・照查技術者等届
- 5) 経歴書
- 6) 下請業者名簿
- 7) 積算内訳書
- 8) 誓約書(元請用・下請用)

(2) 完了時

- 1) 業務完了届
- 2) 引渡書(納品書)
- 3) 請求書
- 4) 請求内訳書

第12条(打ち合わせ)

打合せ協議は、業務を適正かつ円滑に実施するために、業務着手時、中間及・成果納入時に行うことを原則とするが、必要に応じて適宜実施するものとし、打合せ後は打合せ記録簿を 2 部作成し、発注者の承認を得るものとする。なお、社会状況を鑑み必要に応じて、zoom 及び Microsoft Teams 等のオンライン会議により実施することも可能とし、実施方法などについては協議のうえ、事前に発注者の承諾を得るものとする。

第13条 (成果品の審査)

受注者は、業務完了後に本市監督員の成果品審査を受けなければならない。業務完了後において、明らかに受注者の責に帰する業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第14条 (成果品の帰属)

本業務において成果品等の版権については、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用又は貸与してはならない。

第15条 (疑義)

本業務において成果品等の版権については、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用又は貸与してはならない。

第2章 業務概要

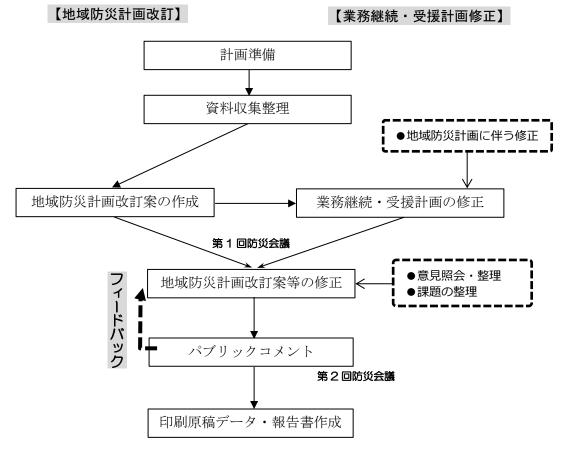
第16条 (業務概要)

本業務の作業概要は下記に示す項目であり、詳細は次章以降によるものとする。

(1)	計画準備	1式
(2)	資料収集整理	1式
(3)	地域防災計画改訂案の作成	1式
(4)	業務継続計画及び受援計画の修正	1式
(5)	備蓄計画の修正	
(6)	避難情報等の判断・伝達マニュアルの改訂案の作成	1式
(7)	地域防災計画改訂案の修正	1式
(8)	防災会議及びパブリックコメントの実施に向けた資料作成	1式
(9)	庁内説明会等の支援	1式
(10)	概要版の作成	1式
(11)	印刷原稿データ作成	1式
(12)	業務報告書の作成	1 式

(業務フロー)

本業務の作業内容は下記に示す項目であり、詳細は次条以降によるものとする。



第17条(業務スケジュール)

本業務のスケジュール概要は前条に示すとおりであり、関係部局との調整や議会対応などの影響により日程の調整が困難なケースが想定されるため、計画通りに業務を遂行できるよう関係部局との調整前には発注者と十分調整を図るものとする。

第3章 業務内容

第18条(計画準備)

作業の実施にあたり、仕様書及び本市地域防災計画、業務継続計画、受援計画、避難情報等の判断・伝達マニュアル、その他関連規程の内容について十分把握し、必要な人員の配置や作業工程計画を業務実施計画書として取りまとめ、発注者に提出し、承認を得るものとする。

第19条(資料収集整理)

地域防災計画等を改訂するうえで必要となる基礎資料(防災基本計画、府・市の地域防災計画、中央防災会議や府の地震被害想定、市の既往施策、各種既存マニュアル類、最新の組織体制・連絡系統、関連計画・協定類、最新の知見等)について、収集・整理を行うものとする。

第20条 (地域防災計画改訂案の作成)

(1) 改訂方針の検討

収集資料や情報をもとに、現行の地域防災計画において不足又は追加すべき事項等を踏まえ、改訂方針の検討・作成を行うものとする。 なお、主な修正内容については、以下を基本とする。

主な改訂必要項目及び改訂事項

1.法令の改正に伴うもの

1.1 災害対策基本法の改正によるもの

2.大阪府条例の制定及び改廃等に伴うもの

- 2.1 大阪府の防災に関する条例、指針、ガイドライン等によるもの
- 2.2 大阪府の庁内部局からの意見によるもの
- 2.3 関西広域連合の関西防災・減災プラン等によるもの
- 2.4 その他(大阪府地域防災計画(最新版)との整合等によるもの)

3.指定公共機関並びに指定地方公共機関の規則等の制定及び改廃に伴うもの

- 4.国、大阪府及び防災関係機関における組織名称の変更等に伴うもの
 - 4.1 処理すべき事務の変更
 - 4.2 組織名称の変更に伴うもの
 - 4.3 数値データ等の更新

5.本市の組織改正に伴う所掌業務及び組織名称の変更等に伴うもの

- 5.1 処理すべき事務の変更
- 5.2 組織名称の変更に伴うもの

6.その他、社会情勢の変化及び市の防災対策の変更等に伴うもの

- 6.1 処理すべき事務及び事務分掌の変更
- 6.2 字句、数値等の修正

(2) 災害対応マニュアル編

災害対応マニュアル編については、(1)の改訂方針に基づき前回改訂時から更新された 情報について時点修正を行うものとする。

(3) 資料編

資料編の改訂については、(1)の改訂方針に基づき前回改訂時から更新された情報について時点修正を行うものとする。

(4) 地域防災計画改訂案の作成

現行地域防災計画の課題や上位機関の計画、他自治体事例、各種関連ガイドラインを踏まえ、A4サイズの文書にて改訂案を作成するものとする。なお、改訂案は、防災会議をはじめとする会議等での説明用として、わかりやすくまとめた概要版を作成するものとする。作成する概要版は、A3版2枚程度とする。

第21条 (業務継続計画及び受援計画の修正)

(1) 改訂方針の検討

令和5年度実施の地震被害想定等や地域防災計画の変更に伴い、業務継続計画及び受援計画上の変更が必要なものの抽出と改訂案を作成するものとする。主な改訂内容については、 以下を基本とする。

主な改訂必要項目及び改訂事項

- 1.災害対策本部体制下の班体制及び事務分掌に伴うもの
 - 1.1 地域防災計画の変更に伴い組織が変更されるもの
 - 1.2 地域防災計画の変更に伴い班体制が変更されるもの
 - 1.3 地域防災計画の変更に伴い事務分掌が変更されるもの
- 2.地震被害想定の見直し等に伴うもの
 - 2.1 新しい被害想定及び中規模地震を踏まえた非常時優先業務の再検討
 - 2.2 新しい被害想定及び中規模地震を踏まえた受援業務の再検討
- (2) 職員参集シミュレーションツールの更新

平成 29 年度に構築した職員参集シミュレーションツールの更新を行い、令和 6 年度時点の職員による部署別・時系列別の参集予測を行うものとする。

(3) 業務継続計画及び受援計画改訂案の作成

改訂方針に基づき現行の業務継続計画及び受援計画ついて改訂を行うものとする。

第22条 (備蓄計画の修正)

(1) 改訂内容の検討

令和5年度実施の地震被害想定等や地域防災計画の変更、近年の動向を踏まえ、修正を行うものとする。主な改訂内容については、以下を基本とする。

主な改訂必要項目及び改訂事項

- 1.地震被害想定の見直しや近年の動向に伴うもの
 - 1.1 新しい被害想定の避難者数を踏まえた備蓄数量の見直し
 - 1.2 近年の動向を踏まえた備蓄物品等の検討

第23条 (避難情報等の判断・伝達マニュアルの修正)

(1) 改訂内容の検討

令和5年度実施の避難検討や近年の動向を踏まえ、修正を行うものとする。主な改訂内容については、以下を基本とする。

主な改訂必要項目及び改訂事項

- 1.浸水想定区域等の見直しに伴うもの
 - 1.1 安威川、神崎川、糸田川・上の川の新たな浸水想定区域公表に伴うもの
 - 1.2 土砂災害警戒区域の変更、急傾斜地崩壊危険箇所の削除に伴うもの

2.その他

- 2.1 警報・注意報発表基準の見直しに伴うもの
- 2.2 糸田川の水位基準見直しに伴うもの
- 2.3 避難者が多いと想定される南部地域の避難方法等の検討

第24条 (避難所配置の適正化)

(1) 改訂内容の検討

令和5年度実施の地震被害想定等や地域防災計画の変更、近年の動向、全国の事例を踏まえ、修正を行うものとする。主な改訂内容については、以下を基本とする。

主な改訂必要項目及び改訂事項			
1.地震被害想定の見直しや近年の動向に伴うもの			
	1.1 新しい被害想定の避難者数を踏まえた避難所配置の見直し		
	1.2 施設の利用目的の変更に伴う避難所の見直し		
	13 避難所の職員配備体制及が環境面の見直し		

第25条 (地域防災計画改訂案等の修正)

担当室課の意見を聴取するうえで、意見照会に係る資料の作成を行うとともに、意見や指摘事項を踏まえ改訂案の修正を行うものとする。また、それぞれの意見や指摘事項への対応については、修正根拠を明確にするため整理表を作成するものとする。また、今後引き続き検討を要する課題について、課題の内容及び理由についてとりまとめるものとする。

(1) 意見照会案

実施項目	実施内容	役割		形態
天心		発注者	受注者	沙思
意見照会	改訂及び修正案の配布	配布回収	意見整理シートの作成・結果整理	電子データ

(2) 意見対応整理表イメージ

意見提出 部署	該当 ページ	原文	意見・修正案	意見修正の理由	修正意見に 対する対応
人権平和室	••	女性専用の物干し場、更 衣室、授乳室の設置、女 性用下着の女性による 配布、避難所における安 全性の確保など、	女性専用の物干し場、更 衣室及び授乳室の設置、 女性用下着等の女性に よる配布、避難所におけ る女性、子供への暴力防 止・安全性の確保など、	女性や子供への 配慮をわかりや すく強調してい ただきたい	指摘に基づき修正

第26条 (防災会議及びパブリックコメント等の実施に向けた資料作成)

地域防災計画改訂案については防災会議(2回程度を想定)で協議する必要があるため、会議等へ提出するための資料等を作成する。最終案についてはパブリックコメントを行うため、説明用の概要資料の作成を行うとともに回答及び対応の検討を行う。また、大阪府への報告時に必要となる新旧対照表など、現行地域防災計画からの変更内容についても整理する。

第27条 (庁内説明会等の支援)

業務継続計画や受援計画の見直しにあたり、庁内説明会を 1 回程度実施する。内容は、地震被害想定の見直しの説明や、それに伴う業務継続計画、受援計画の見直しについて各課での検討事項の説明や話し合い(非常時優先業務、受援業務等の見直し)等を行う。また、地域防災計画等の修正に伴う担当課ヒアリングに同席するものとする。

第28条 (概要版の作成)

本業務で作成した地域防災計画及び業務継続計画、受援計画変更の内容を庁内職員及び市民に 周知することを目的に、わかりやすくまとめた概要版を作成するものとする。作成する概要版 は、A3版1~2枚とする。

第29条 (印刷原稿データ作成)

防災会議で承認された地域防災計画、業務継続計画、受援計画、避難情報等の判断・伝達マニュアルの印刷原稿電子データを作成し、納品するものとする。電子データは汎用的なソフトで作成し、発注者が制約なく編集、出力できるようにする。

第30条 (業務報告書の作成)

前条までの成果をもとに報告書としてとりまとめるものとする。

第4章 成 果 品 等

第31条(成果品)

本業務の成果品は次のとおりとする。

表別の成本目は人のこのりこうる。				
1. 🕈	1. 中間成果(会議用資料(会議開催時期にあわせて準備))			
	1.1 庁内関係各課協議用原稿データ			
	1.2 大阪府事前相談用原稿データ			
	1.3 吹田市防災会議用原稿データ	1式		
2. 最終成果品				
	2.1 業務報告書及び原稿データ	1 式		
	2.2 地域防災計画、業務継続計画、受援計画、備蓄計画原稿、避難情報	1 式		
	等の判断・伝達マニュアル原稿データ			
	2.3 地域防災計画、業務継続計画、受援計画の概要版原稿データ	1式		
	2.4 上記電子データ (CD-R等)	1部		

- ※最終成果品における各種原稿データは Microsoft Office ファイル(ワード、エクセル等)、PDF ファイル、挿入図等の作成に使用したデータ(GIS データも含む)も提出する。
- ※業務内で作成された GIS データについては、他部門でも利活用できるよう汎用性があり、 且つ、世界標準フォーマットである shape 形式で納品する。

第32条(納入場所)

本業務の成果納入場所は、総務部 危機管理室とする。